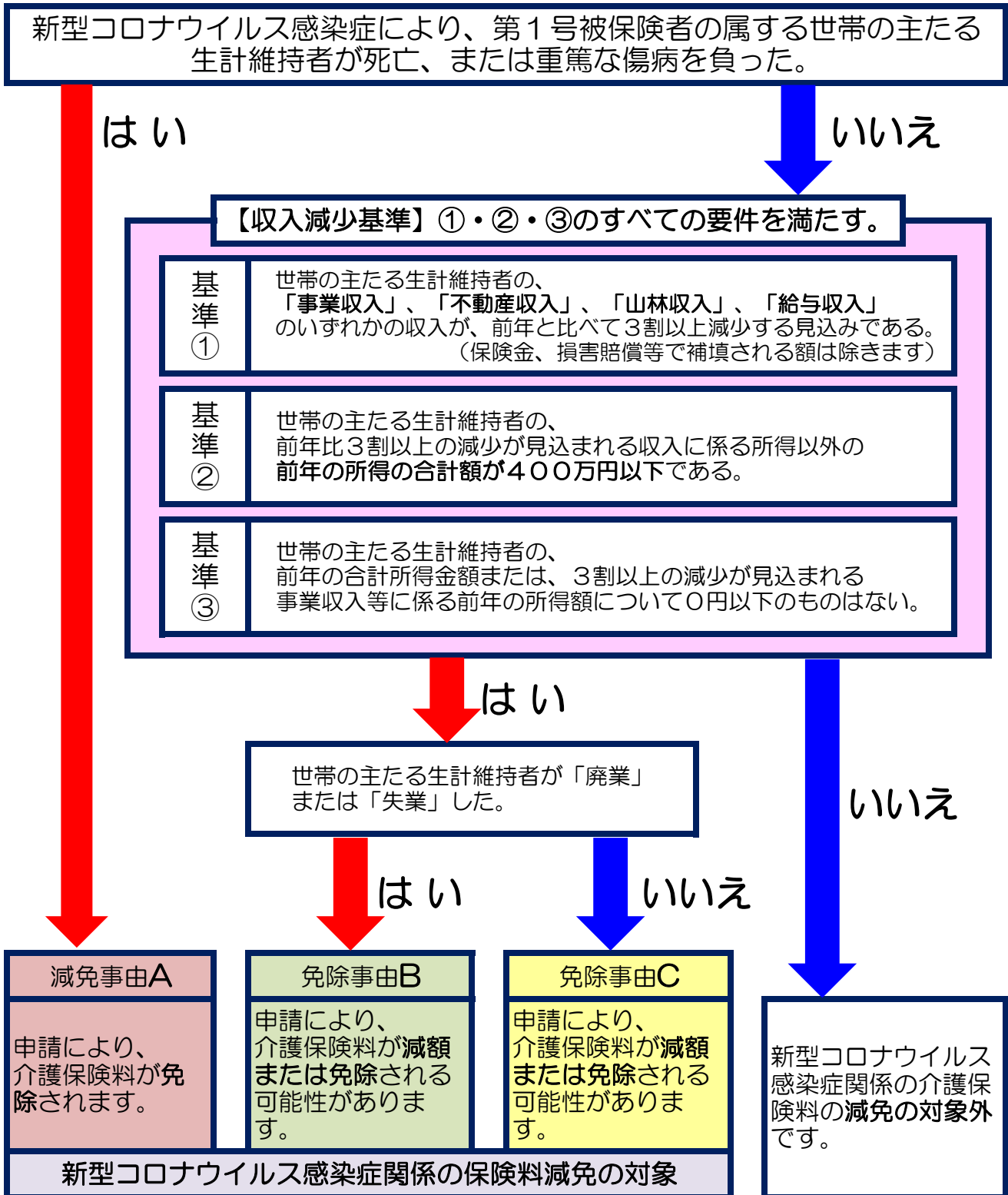


# 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免 簡易判定フローチャート

※主たる生計維持者とは、世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属するものであることが原則です。



☆減免の対象に該当する方は、別紙「持ち物チェックリスト」をご確認ください。

## 減免対象保険料

令和元年度及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（年金特徴の場合は年金支給日）が設定されている保険料。

## 減免額

簡易判定フローチャート減免事由Aに該当する場合・・・保険料の全額を免除

簡易判定フローチャート減免事由B・Cに該当する場合・・・保険料の一部を減免  
(減免額=対象保険料額×減免割合)

対象保険料額 = (①×②/③)

- ① 第1号被保険者（対象者）の保険料額
- ② 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額
- ③ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得額

減免割合（主たる生計維持者の令和元年中の合計所得額により決定）

合計所得金額	減免の割合
200万円以下	10分の10
200万円を超える	10分の8

※主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した場合にあっては、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料の全額を減免します。

### ～減免額計算例～

#### 参考例

- ① 第1号被保険者（対象者）の保険料額 → ① 100,000円
- ② 主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等の令和元年の所得額 → ② 【事業収入】  
1,000,000円  
(※30%以上減少する所得を合算します)
- ③ 主たる生計維持者の令和元年合計所得額 → ③ 【事業+年金】  
2,000,000円

対象保険料額の計算式

$$\text{①} \times \text{②} \div \text{③}$$
$$100,000 \times 1,000,000 \div 2,000,000$$



**対象保険料額**  
50,000円

対象保険料額 × 減免割合 = 減免額

$$50,000\text{円} \times 10\text{分の}10 = \underline{50,000\text{円}} \quad (\text{参考例の場合})$$